

給与支払報告書の提出は2月1日(月)までです

※なるべく1月22日までに提出いただきますようお願いいたします。記載時注意事項は下記我孫子市ホームページよりご確認ください。



(我孫子市役所 ホームページ 記載例・注意事項)

<https://www.city.abiko.chiba.jp/kurashi/zeikin/shikenminzei/soukatuhyo20191129.html>

令和8年分給与支払報告書の提出について

1. 提出するもの

- 給与支払報告書(総括表)・給与支払報告書(個人別明細書)

給与支払報告書は、給与受給者の令和9年1月1日現在(令和8年中に退職した方は、退職した日)居住する市区町村長あてに、それぞれ提出してください。

独自の総括表を使用する場合でも、当市から送付した総括表を必ず添付して提出してください。

「給与支払報告書」は該当の市区町村長あてに提出、「源泉徴収票」は本人に交付してください。

給与の支払い金額が2,000万円を超える方について年末調整は不要となっていますが、給与支払報告書の提出は必要ですので、必ず作成の上、該当市区町村に提出してください。

なお、総括表の「報告人員」に記入した人数と個人別明細書の枚数が一致することを確認して提出してください。

「普通徴収切替理由」の記入がない場合、原則どおり特別徴収となります。

普通徴収を認める基準(普A～普F)以外の普通徴収への切替は認められません。普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号(普A、普Bなど)もしくは、理由(給与が不定期など)を記入してください。

※eLTAXなどの電子媒体で提出する場合も含みます。

特別徴収に該当する方と普通徴収に該当する方がいる場合は、特別徴収分が普通徴収分の上になるようにして提出してください。

※給与支払報告書の提出が遅れると、当初の課税に間に合わない場合があります。

2. eLTAX 利用のお願い

我孫子市では、特別徴収関連手続きについて、地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)を利用し、インターネットによる受付を推奨しています。

令和9年1月1日以降提出分からは、電子データによる提出義務基準が「30枚以上」に引き下げられます。

基準に該当する場合は、電子データでの提出をお願いいたします。

eLTAXを利用して、普通徴収の給与支払報告書を提出される場合は、「普通徴収」にチェックを入力し(CSVデータの場合は、普通徴収欄に1を入力)、給与支払報告書の摘要欄に切替理由の符号(普A～普F)もしくは、理由(給与が不定期など)を入力していただければ、普通徴収切替理由書の記入は不要です。

また、光ディスクを利用する場合は、普通徴収切替理由書を記入して同封してください。

なお、光ディスクで提出した場合、通知書は書面での送付となりますので、ご了承ください。

どちらの場合も、普通徴収切替理由が明確に判断できない場合は、特別徴収となりますので、ご注意ください。

eLTAXのご利用について、詳細は地方税ポータルシステムをご覧ください。



<https://www.eltax.lta.go.jp/>

3. その他

給与支払報告書（個人別明細書）の作成に関することは国税庁ホームページより手引きをご確認ください。

給与支払報告書（総括表）及び（個人別明細書）は、国税庁ホームページ又は我孫子市ホームページよりダウンロードしてください。



（国税庁 ノパンフレット・手引き）

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/01.htm>



（我孫子市 申請書ダウンロード）

https://www.city.abiko.chiba.jp/kurashi/zeikin/declaration/shinsei_shinkoku.html#cmsD1D32

4. 問い合わせ先及び書類提出先

〒270-1192 千葉県我孫子市我孫子1858番地

我孫子市役所 課税課 市民税係 TEL:04-7185-1111（代表）市町村コード:122220